

地域金融円滑化のための基本方針

武生信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

金融円滑化管理態勢の整備を図るために本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定しました。

融資担当常務理事を委員長とする「金融円滑化委員会」を設立いたしました。

委員会を定期的開催し、金融円滑化が適切に行われているか等、モニタリングいたします。

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部とし、融資部長を金融円滑化管理責任者といたしました。

営業店の店舗長を金融円滑化責任者とし、中小企業の資金繰りや条件変更等の相談及び住宅資金の借換えや条件変更等の相談には、これまで以上に真摯に取り組んでまいります。

お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために、融資部内に経営支援グループを設置しております。

中小企業者等金融円滑化法の施行を踏まえ、平成21年12月3日(木)より全営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、平日の午前9時から午後3時までご相談等をお受けしております。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

武生信用金庫 お客様相談室 電話番号 0120-27-3130

以 上